

## 3-⑤-3 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表 1 (規則第十二条の六、七関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	受け入れる際に、取扱う産業廃棄物以外の産業廃棄物が含まれていないか、を確認します。また、容量を目測し、かさ比重を加算して処理能力に見合った適正なものとなるよう受入しています。
2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	焼却炉への投入は、炉内温度の制御により、適正量の投入を行い、処理能力を越える事のないようにします。
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	万一施設に異常が生じた場合、直ちに運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講じます。
4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	始業点検及び点検項目に基づき、日常点検を行います。また、必要な排ガス測定を実施します。
5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	産業廃棄物を適正な保管施設に保管し、飛散、流出、悪臭の発散を防止します。
6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	適正量の保管を行うこととし、廃棄物の長期保管を行わないものとします。
7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	処理施設直近の敷地境界での騒音は70dB以下、振動は65dB以下です。また、直近の民家まで十分にはなれており、生活環境保全上支障がありません。
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	焼却施設内の排水は、沈殿槽を設けて排出します。焼却炉施設からの排水は発生しない構造とします。
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	処理施設の維持管理に関する点検・検査の記録表及び事故時の措置の概要を作成し、三年間保存します。

3-⑤-3 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表 2 (規則第十二条の六、七関係)

	技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
個別基準	二 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次のとおりとする。	
	イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	投入は重機により行います。廃棄物を均一に混合調整します。
	ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	廃棄物の投入は自動投入機を使用し、定量ずつ連続的に行います。
	ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	燃焼ガスの温度低下時は、補助燃焼バーナーが自動着火し、800 度以上に保つよう制御します。
	ニ 焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。	燃焼室内のエア－攪拌を十分に行い、燃焼効率を上げ、熱灼減量が10%以下になるようにします。
	ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時は助燃装置を作動させ、炉温を速やかに上昇させます。
	ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転停止時は助燃装置を作動させ、廃棄物を燃焼し尽くした後、停止させます。
	ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室内に温度センサーを設置し、連続的に測定・記録します。
	チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	冷却設備を設置することにより、おおむね200 度以下に冷却します。
	リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	記録計を設置することにより、連続的に測定・記録します。
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	排ガス処理設備に堆積したばいじんは、定期的に除去します。	

3-⑤-3 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表3 (規則第十二条の六、七関係)

技 術 上 の 基 準		基 準 対 応								
個別基準	ル ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却します。								
	ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。								
	ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。 別表第二	平成12年4月1日以前に設置された施設であり、ダイオキシン類の濃度が10ng/m <sup>3</sup> 以下となるよう焼却します。								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>一時間当たりの処理能力が四トン以上のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）</td> <td>0.1ng/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>一時間当たりの処理能力が二トン以上四トン未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）</td> <td>1.0ng/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）</td> <td>5.0ng/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>製鋼の用に供する電気炉</td> <td>0.5ng/m<sup>3</sup></td> </tr> </table>		一時間当たりの処理能力が四トン以上のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	0.1ng/m <sup>3</sup>	一時間当たりの処理能力が二トン以上四トン未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	1.0ng/m <sup>3</sup>	一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	5.0ng/m <sup>3</sup>	製鋼の用に供する電気炉	0.5ng/m <sup>3</sup>
	一時間当たりの処理能力が四トン以上のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）		0.1ng/m <sup>3</sup>							
	一時間当たりの処理能力が二トン以上四トン未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）		1.0ng/m <sup>3</sup>							
	一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）		5.0ng/m <sup>3</sup>							
	製鋼の用に供する電気炉	0.5ng/m <sup>3</sup>								
	備考 この表の下欄に定めるダイオキシン類の濃度は、環境大臣が定める方法により算出されたものとする。									
	カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	排ガス中のダイオキシン類の濃度を、年1回以上測定・記録します。								
コ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスは規制値以下にし、生活環境保全上支障がないよう、必要な措置を講じます。									
ク 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当ありません。									

## 3-⑤-3 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表4 (規則第十二条の六、七関係)

	技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
	レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。	ばいじんと焼却灰は、分離して排出し、貯留します。
	ソ ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	該当ありません。
	ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当ありません。
	ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	該当ありません。
	フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を設置します。
個別基準	一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、千百度)以上に保つこと。	燃焼ガスの温度低下時は、補助燃焼バーナーが自動着火し、800度以上に保つよう制御します。
	二 令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、次によること。	該当ありません。
	イ 燃え殻を令第六条の五第一項第三号チ又は同号リ(2)の環境省令で定める基準に適合させること。	
	ロ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	
	ハ 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	
	三 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。)にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	該当ありません。